OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『白虎通義』諫諍篇について : 漢代に於ける「諫諍」の一側面
Author(s)	前川, 正名
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2001, 35, p. 63-75
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6670
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『白虎通義』諫諍篇に就いて

――漢代に於ける「諫諍」の一側面――

前川正名

はじめに

中国古代に於ける「諫諍」の思想に就いては、既に幾つかの研究が発表されている。それらに拠れば、先秦時代に於ける儒家の「諫諍」は、父子間の「諫諍」と君臣間の「諫諍」とに大別される。その分類を前提として、『論語』や『孟子』の時代から『荀子』や『孝経』の時代に至るまでの間に、父子間の「諫諍」のあり方は、穏やかに非を悟す「微諫」から厳しく正す「強諫」へと変化し、逆に、君臣間の「諫諍」は、「強諫」から「微諫」へ変化したとされる。(1)

こうした描き方は、一見、理路整然としている。しかし、先行研究を一覧するとそこには幾らかの共通の問題点も存在する。列記するならば、

一、主として先秦時代の「諫諍」を問題としており、漢代以降に就いての考察がほとんど見られない。

二、近年、諸書の成立時期に再考が加えられつつあり、(2)『論語』や『孟子』の時代と、『荀子』や『孝経』の時代といった時期の分け方自体が成り立たない恐れがある。

三、墨家や法家等、儒家以外の「諫諍」は考慮されていない。

の三点となろう。本論では、この内の第一の問題点に焦点を絞り、漢代（後漢）に於ける「諫諍」に就いて考察を進める。又、その研究対象として、「諫諍」に就いてのまとまった議論の見える『白虎通義』を取り上げたい。(3)

一、「諫諍」の細分化

『白虎通義』は、先秦に於ける儒家の文献と比較して「諫諍」を細分化している点に特徴がある。『論語』では、君臣間に於ける「諫諍」の記述として憲問に、

子路君に事うることを問う。子曰く、欺くこと勿きなり。而も之れを犯す。

とある。(4)一方、父母に関する「諫諍」の記述として里仁の、

子曰く、父母に事えては幾諫す。志の従わざるを見ては、又た敬して違わず、労して怨まず。

がある。(5)

『孟子』に於ける君臣間の「諫諍」に就いては、萬章章句下に

〔齊の宣〕王曰く、請問う、貴戚の卿を。曰く、君に大過有れば、則ち諫む。之れを反覆して而して聽かざれば、則ち位を易う。（中略）然る後、請問う、異姓の卿を。曰く、君に過ちあれば、則ち諫む。之れを反覆して而して聽かざれば、則ち去る。

とある。一方、父子間に於ける「諫諍」に就いては、告子章句下に

親の過ち大なるにして而して怨みざるは、是れ愈々疏んずるなり。親の過ちの小なるにして而して怨むは、是れ磯す可からざるなり。愈々疏んずるは、不孝なり、磯す可からずも、亦た不孝なり。

とある。(6)又、『孟子』では、君臣間に関する「諫諍」と父子間に関する「諫諍」との他に、友人間の「諫諍」に関する言及が離婁章句下に

善を責むるは、朋友の道なり。

とある。(7)

『荀子』と『孝経』とに関しては、『荀子』子道篇と『孝経』諫諍章とに、君臣間・父子間・士に於ける争友（友人間）の言及がある。ほぼ同文のため『孝経』諫諍章を引く。

昔者、天子に爭臣七人有れば、無道と雖も其の天下を失わず。諸侯に爭臣五人有れば、無道と雖も其の國を失わず。大夫に爭臣三人有れば、無道と雖も其の家を失わず。士に爭友有れば、則ち身令名を離れず。父に爭子有れば、則ち身不義に陥らず。故に不義に當りては、則ち子は以て父に爭わざる可からず。臣は以て君に爭わざる可からず。

以上が、先秦儒家の文献に見える「諫諍」の代表的なものである。

これに対して『白虎通義』は、君臣間の「諫諍」に就いて士不得諫に、

士諫むることを得ずとは、士賤にして、政事を豫ることを得ず。故に諫めることを得ざるなり。謀之れに及べば、因りて其の忠を盡さんことを得るのみ。禮保傅に曰く、大夫は進みて諫め、士は民の語を傳うと。

とある。「士」は「賤」であるため、諫めることが出来ないとしている。それに対し、「大夫」に就いては『大戴礼』保傅の語を引いて、「進みて諫め」ることが出来るとしている。『孟子』では、貴戚と異姓の卿とで「諫諍」後の行動が区別されていた。或いはそれを考慮しているのかも知れないが、ここでは明らかに、君臣間の関係の中でも、大夫と士という身分の上下によって「諫諍」の有無が区分されている。又、妻諫夫では、

妻夫を諫むることを得るとは、夫婦は一體、榮恥之れを共にす。

と述べる「夫婦」は「一體」で「栄辱」を「共にする」存在であるから「諫諍」することが出来るとする。夫妻間

の「諫諍」が付け加えられた理由を、当時の時代状況に求めるとすれば、前漢期の外戚の横行などがあげられよう。

『論語』・『孟子』・『荀子』・『孝経』では、君臣間、父子間、友人間の「諫諍」への言及はあった。しかし、夫妻間の「諫諍」は取り上げられていない。君臣間に於ける「諫諍」の細分化と、夫妻間の「諫諍」の追加は、先秦に於ける儒家の文献と比較した際に、端的に指摘できる『白虎通義』の「諫諍」の特徴である。

二、「諫諍」の定義と五行思想と

『論語』や『孟子』には、「諫諍」、或いは、「諫」、「諍（争）」に就いての明快な説明をしている文章は見えない。又、『孝経』に於いても同様である。『荀子』のみが臣道篇に於いて、

君に過謀過事、將に國家を危うくし社稷を殞（おと）さんとするの懼れ有るや、大臣・父兄、能く君に進言して、用いらるれば則ち可とし、用いられざれば則ち去る有り。之れを諫と謂う。能く君に進言して、用いらるれば則ち可とし、用いられざれば則ち死す。之れを爭と謂う。

と、進言して「用いられざれば則ち去る」のを「諫」とし、進言して「用いられざれば則ち死す」のを「爭」として、「諫」と「諍（爭）」とを、その結果によって区別している。

これに対し『白虎通義』諫諍篇には独特の「諫諍」の定義が見える。五諫に、

諫とは何ぞ。諫とは、閒なり、更なり。是非相い閒（へだ）て、其の行いを革更するなり。

とある。即ち、是非を「相い間て」、行ないを「革更」することである、と定義している。[8] 更に子諫父に

> 臣の君を諫むるは何に法るぞ。金の木を正すに法るなり。子の父を諫むるは、火の以て木を揉めるに法るなり。臣君を諫むるに義を以てす。故に之れを折正す。子父を諫むるに恩を以てす。故に但だ之れを揉めるなり。木毀傷する無し。放たるるを待ちて去るは、法を水火に取る。金無ければ則ち相い離るなり。

と述べる。ここでは、「臣から君への諫諍」や「子から父への諫諍」を五行思想になぞらえて、「金が木を正す」、「火が木を揉める」と説明し、「木・火・土・金・水」といった各要素をあてはめている。この文章は、既に、小倉芳彦氏の前掲論文の注六十四が、森熊男氏（前掲・注1）の説を紹介した後「君への諫と父への諫を別な原理によるものとして両者を並立させる考え方もある」と述べる通りである。又、これは陳立により既に指摘されているが、小倉氏は、注六十三（ママ）（六十五の誤植と思われる）に於いて、『白虎通義』諫諍篇の五諫で、五常と「諫諍」がそれぞれ、「諷諫」が「智」、「順諫」が「仁」、「闕諫」が「礼」、「指諫」が「信」、「陷諫」が「義」、に結びつけられていることを紹介している。

そもそも『白虎通義』には、五行篇をはじめとして、全体に五行思想の影響を見ることが出来る。それは、諫諍篇に関しても例外ではない。小倉芳彦氏の紹介する、五常と「諫諍」との対応関係の他、例えば、総論には、「夫陽變於七、以三成。故建三公、序四諍、列七人。雖無道不失天下、杖羣賢也。」とある。この様に、「諫諍」と五行思想と結びつけた例は、『論語』・『孟子』・『荀子』・『孝経』には見られず、「諫諍」に就いて、先秦の文献と比較すると、『白虎通義』に於ける五行思想の影響をより明確に認識することが出来る。

三、『白虎通義』諫諍篇の引用文の選択

諫諍篇を含め『白虎通義』では、「○○曰」として先行する文献が多数引用されている。こうした現象は、『論語』・『孟子』・『荀子』・『孝経』には、ほとんど見られない。(9)

又、『白虎通義』は、明確な引用という形態ではないものの、地の文で多くの先行文献の文章を踏まえている。(10)それは、『白虎通義』が白虎観会議を経ているという性質上、従来の説を集め、総合的に解釈しようとしているためであろう。但し、その性質上、『白虎通義』は、儒家以外の文献を引いてはいない。(11)一方、『論語』では、「諫諍」に関する説話の一つとして、直躬説話が例に出される。これは、明らかに法家流の考えを意識して述べられている。又、『孟子』は、滕文公章句下の語、

楊墨の道息まずんば、孔子の道著れず。

に代表されるように、他学派に対する対抗意識は、尋常ならざるものがある。『荀子』では、他学派に対する対抗意識は、表面上は薄れるが、非十二子篇に代表されるように同じ儒家であっても、それを批判の対象としており、根底には他者に対する対抗意識が残っている。『孝経』では、他学派の影は薄れる。『白虎通義』が、従来の説を総合的に解釈しているとしても、あくまで儒家の中で完結しているという点は、先行する文献、特に『論語』、『孟子』と比較する際に端的に見出される特徴である。従来の説を総合的に解釈しようとし、類書としても使用可能なほど多くの事例を載せているのは、知りうる限りの情報を集めようとする、訓詁学の典型とでもいうべきものであ

ろう。又、『白虎通義』があくまで儒家の中で完結しているという点は、前漢以来の、儒家一尊の状況を如実に反映していると思慮される。

しかし、一方で次のようなことも窺える。儒家という限定された枠組みの中で、『白虎通義』は確かに大量の文献を引用していた。ところが、「諫諍」に関する全ての文章が引用されているわけではない。例えば、『孟子』の君臣間の「諫諍」の文章の筆頭となる萬章章句下の一文、「再三諫めても聞き入れられないときは、貴戚の卿ならば、君を易える。異姓の卿ならば、国を去る。」は、諫諍篇の中だけではなく、『白虎通義』のどこにも引用されていない。これは易姓革命にも係わる文章であり、統一国家のもとでは言及できなかったためであろうか。

又、『論語』微子に於いて、

> 微子は之れを去り、箕子は之れが奴と為り、比干は諫めて而して死す。孔子曰く、殷に三仁有りと。

と、微子、箕子、比干の紂王を諫めた三人を、孔子自らが「三仁」と最高の誉め言葉を贈っている。しかし、『白虎通義』の中では、肯定的な評価はおろか、「諫諍」にまつわる話の中では登場すらしていない。(12)

『白虎通義』は、儒家に属する幾多の文献から一見網羅的に事例を集めているようである。しかし、これらの例のように、いくつかの事例は除外されている。易姓革命に係わる部分や、自分の身分や生命を代償に諫める部分など、いずれも「諫諍」としては強烈で過激な事例が除外されており、そこには『白虎通義』の選別の意図を認めることが出来よう。

おわりに

ここまでの検討の結果を、整理すると、以下の三点となろう。

一、『白虎通義』は、先秦の文献に較べて、「諫諍」を細分化している。又、先秦には知見されなかった妻から夫への「諫諍」が加えられた。

二、「諫諍」の定義は『荀子』にも見られる。しかし、『白虎通義』では『荀子』とは異なり五行思想を取り入れながら「諫諍」を定義している。又、五行思想と「諫諍」を結びつけているのも『白虎通義』だけである。

三、『白虎通義』は引用を大量に行なっている。しかし、あくまで儒家の中だけで完結しており、他学派への言及はない。又、儒家の中でも除外されているものがある。

この三点が、本論によって導き出された『白虎通義』諫諍篇に於ける「諫諍」の特徴である。これまで、『白虎通義』は、白虎観会議を経たという、その成立上の事情により、「従来の説を集めた百科事典」の如き見方がなされがちであった。[13] しかし、従来の説の集積に加え、追加や細分化、或いは五行思想の流入、統一国家にとって危険で過激な思想の除外など、選別の意図の存在は明らかである。従って、『白虎通義』が特別な選別意識を持たずに百科事典の如く事例を集めたものである、という従来の認識は改めるべきであろう。そして、こうした選別の意図が働いた背景に、後漢時代の「国家」の存在があげられるのではなかろうか。

註

（1）林秀一「儒家の諫争論について――特に子が父を諫争する場合を中心に――」（『東京支那学報』十二　東京支那学会　一九六六年（初出））。
花房卓爾「中国における諫争および諫争論の展開（一）・（二）・（三）」（『哲学』二五・二六・二七　広島哲学会　一九七三・一九七四・一九七五年）。
森熊男「儒家の諫争論――その変化の背景――」（『研究集録』四〇　岡山大学教育学部　一九七四年）。
小倉芳彦「直諫の構造」（『学習院大学文学部研究年報』二七　学習院大学文学部　一九八一年）。
尚、「諫諍」には、「諫諍」とは別に「諫争」の語もある。本論文では、『白虎通義』の篇名が「諫諍篇」であることから、「諍」の字を使用し、原文に「諫争」と表記されている場合を除き、「諫諍」で統一する。

（2）先行研究（主として森熊男氏）では、『論語』・『孟子』・『荀子』・『孝経』の順番で成立していったことを前提として論を展開する。しかし、近年、儒家系の出土資料が相次いで発見されており、これら新出土資料の研究成果によって、既存の文献の成立時期が修整される可能性がある。特に『孝経』などは、従来の説を大別しても、先秦成立説と漢代（前漢）成立説の二説があり、成立時期を再考する必要があろう。

（3）『白虎通義』は、最も穏当な解釈に従うならば、白虎観会議の議論を集約した『白虎議奏』をもとに、班固が結論部分をまとめた要略書である。池田秀三氏は、「『白虎通義』と後漢の学術」（『中国古代礼制研究』京都大学人文科学研究所　一九九五年）に於いて、「ただちに「国憲」と称することは正確でないとしても、事実上はそれに準ずる」と、『白虎通義』が国憲的性格を持っていたことを論じている。
尚、本論では、陳立疏証、光緒元年淮南書局刊本『白虎通疏証』（広文書局　一九八七年　影印本）を底本とし、盧文弨校訂『抱経堂叢書』本（『叢書集成新編』所収　新文豊出版　一九八四年　影印本）をあわせ見た。

（4）この条の解釈には諸説あり、大別して二種類の解釈がある。一つは、古注、孔安国の解釈、「事君之道、義不可欺、當能犯顔諫爭。」である。もう一つは新注、代表として朱熹の注に引く范祖禹の注、「犯、非子路之難所也。而以不欺、爲難。故夫子教以先勿欺、而後犯也。」である。つまり、古注は、この条を「諫諍」に関して述べたものとし、対して新注は、二つの教訓を述べたものとする。森熊男氏（前掲・注1）は、『論語』子張「信而後諫。未

信、則以爲謗己也。」の「信而後」が「勿欺」に対応するとして古注をとる。本論も古注に従う。

(5)　「幾」とは、包咸や邢昺は、「幾」を「微」で解す。これが、先行研究に於いて『論語』の父子間の「諫諍」が、「微諫」であり、弱い「諫諍」であるとする根拠である。

(6)　この「磯」の解釈には諸説あり、小林勝人氏『孟子』(岩波文庫　岩波書店　一九七二年)や、森熊男氏(前掲・注1)は、「磯」を「いさむ」と訓じる。

一方、焦循は、「幾諫」とし、宇野精一氏『孟子』(全釈漢文大系二　集英社　一九七三年)は、焦循の説を支持している。本論も又、焦循に従い「磯」を「幾」と置き換え、「幾諫」の意で解す。

(7)　友人間の「諫諍」に関する記述として、『論語』には、里仁に「子游曰、事君數、斯辱矣。朋友數、斯疏矣」とあり、又、季氏に「益者三友、損者三友。友直、友諒、友多聞、益矣。友便辟、友善柔、友便佞、損矣。」とある。

(8)　ところが、「諍」に関する説明は見えない。これは「諫」と「諫諍」とが、ほぼ同義として捉えられていたためと思われる。その証左として、「諫諍篇」としながらも、「臣之諫諍君何法。」ではなく、「臣之諫君何法。」(子諫父)とあることなどがあげられよう。

(9)　但し、『荀子』子道篇と『孝経』諫諍章とに、ほぼ同様の文章がある。しかし、『荀子』と『孝経』との継承関係は定かではない。この『荀子』子道篇の文章と『孝経』諫諍章の文章との継承関係に関して、池沢優氏は、「『孝経』の思想――「孝」の宗教学・その六――」(『筑波大学地域研究』十二　筑波大学地域研究科　一九九四年　後に「The Philosorhy of Filiality in Ancient China··Ideological Development of Ancestor Worship in the Zhanguo Prriod」(博士論文　The University of British Columbia 1994))に於いて、『孝経』諫諍章の「争臣」の数が奇数に改良(refine)されていることから、『孝経』が『荀子』の思想を引き継いで(take over)いる可能性が高いが、しかし、これは、諫諍章が子道篇よりも後に書かれていたことを必ずしも証明(show)するものではない、とする。

(10)　地の文で、他の文献の文章を踏まえている例として、次の文章が上げられる。

『白虎通義』諫諍篇の總論「盡忠納誠也。」や、五諫「事君進思盡忠、退思補過。」は、『孝経』事君章の「進思盡忠、退思補過。」の文を踏まえていると考えられる。又、隱惡「無適無莫、義之與比。」は、『論語』里仁の「無適

也、無莫也、義之與比。」の文を踏まえていると考えられる。

(11) 『白虎通義』は、緯書を引用する。又、地の文では、『管子』等を踏まえていると考えられる箇所もある。従って、直ちに儒家の中だけで完結しているというのはやや性急な結論かも知れない。しかし、「経」に対する「緯」であること、法家系の中でも最も儒家に近いとされる『管子』であること、を考慮すれば、概ね儒家の中で完結していると言える。

(12) 微子は、三正、王者不臣、考黜に、箕子と比干とは、封公侯に出てくる。しかし、いずれも「諫諍」にまつわる話ではない。

(13) 一例として、小倉芳彦氏（前掲・注1）は、漢代（前漢）以後の制度化された「諫諍」に就いて、『春秋公羊伝』何休注に見える「諫諍」を例にとり、「〈異常〉性をそぎ落とされ、〈正常な〉商品見本として陳列される対象になり終わった」とする。「〈異常〉性をそぎ落とす」という選別意識を認めながらも、「陳列」という無味乾燥な語を使用している。

（大学院後期課程学生）

On the *Bai-hu-tong-yi* (白虎通義) *jian-zheng* (諫諍) Chapter
— A Study on the remonstration in the Han Dynasty —

Masana MAEGAWA

The feature on the *Bai-hu-tong-yi jian-zheng* Chapter occers three respect .

1. On the *Bai-hu-tong-yi jian-zheng* Chapter classifies the remonstration by the several instances. This classification is profounder than books in the period of Pre-Qin (先秦), the *Analects* (論語), the *Mencius* (孟子), the *Xunzi* (荀子) and the *Book of filiality* (孝経). Though, the remonstration in which the wife remonstrates with the husband increses, this remonstration is not buried books in the period of Pre-Qin.

2. The *Xunzi* defines the remonstration. However, on the *Bai-hu-tong-yi jian-zheng* Chapter, adopts Wu xing (五行), gives a definition of the remonstration. This point differs with the *Xunzi*. In addition, on the *Bai-hu-tong-yi jian-zheng* Chapter is the only book that connects the remonstration with Wu xing.

3. On the *Bai-hu-tong-yi jian-zheng* Chapter quotes numerous sentences from the other books. However, all those quotations are the phrases of the Confusian school (儒家), and exclude the phrases of the other schools . But the parts of the Confusian school's phrases have disappeared.

By those three features, we can recognize the existence of production's view.

キーワード：白虎通義　諫諍　漢代　儒家　先秦